

青森県報

第二千五百七十四号

平成十八年
一月六日
(金曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

保安林の指定予定……………(林 政 課) ……一
公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(港湾空港課) ……一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……二
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……三
土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……三
ふるさとの森と川と海保全地域の指定の案の縦覧……………(河川砂防課) ……三

出 先 機 関

道路の位置の指定……………(十和田県土整備事務所) ……四

収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定……………(監 理 課) ……五

告 示

青森県告示第四号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第
二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年一月六日

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字小森字野田二九の二・三二の一・三八から四〇まで・一三
三(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、二、七、九から一二まで、三
三、三五、一二八、一三〇の一、一三〇の二、一三一、一三四、一三六から一四〇
まで、二六五から二六七まで、二七七から二七九まで

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林
水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十六
年十一月九日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定によ
り、平成十七年十二月二十六日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をし
たので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま
で深浦町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十八年一月六日

深浦港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町二九〇番地一から二九五番地を経て三〇

〇番地一に至る間の土地に接する国道に接する国有海浜地の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と
の地点を結ぶ平成十五年の秋分の日の満潮位(D・L・プラス〇・三〇四メー
トル)における公有水面と陸地との境界線及び の地点と の地点を結んだ線に
より囲まれた区域

の地点 深浦港深浦西防波堤灯台(北緯四〇度三八分四〇秒六〇、東経一三九
度五五分二九秒八〇) から二〇六度二八分二九秒二二・九二メー
ルの地点

の地点から一三四度〇七分五六秒一〇〇・〇〇メートルの地点

の地点から二二四度〇七分四〇秒五・三三メートルの地点

の地点から一三四度五一分一五秒〇・五六メートルの地点

の地点から二二三度三〇分三三秒四・三八メートルの地点

の地点から二八九度二九分三三秒一・〇八メートルの地点

の地点から二六七度四四分七秒〇・七七メートルの地点

の地点から二六九度四七分五九秒六・六四メートルの地点

の地点から二四八度三五分三七秒四・六六メートルの地点

3 面積

一、四七二・四八平方メートル

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規
模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三
項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月六日

青森県知事 三村 申吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

下田緑ヶ丘モール

二 上北郡下田町緑ヶ丘一丁目五〇の二外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変
前田商事株式会社 むつ市小川町二丁目四の八 代表取締役 前田恵三	株式会社マエダ むつ市小川町二丁目四の八 代表取締役 前田恵三	平成 一七・七・三	年月日	更		

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三外

四 届出年月日

平成十七年十二月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び下田町役場

2 期間

平成十八年一月六日から同年五月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年五月六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸ニュータウンショッピングセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社八戸タウンセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

代表取締役 三浦紘一

三 八戸市の意見の概要

（意見一）専門店舗二へ搬出入を行う際は、搬出入車両の駐車位置について配慮し、歩行者の安全を確保すること。

（理由一）専門店舗二の店舗付近には、商品等を搬出入する車両の専用駐車スペース

がないことから、歩道、来客用駐車スペース及び駐車場内道路に駐車することがないよう計画し、歩行者の安全を確保するため。

（意見二）搬出入車両が一定時間に集中しないよう、計画的な搬出入を行うこと。

（理由二）届出書において、時間帯毎の詳細な搬出入計画の記載がなく、荷さばきを行う時間帯である午前六時から午後九時の間に搬出入車両台数三七台となっている。このことから、搬出入車両が一定時間に集中しないようにすることにより、周辺道路の混雑を回避又は軽減するため。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年一月六日から同年二月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三戸土地改良区の定款の変更を平成十七年十二月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

ふるさとの森と川と海保全地域の指定の案の縦覧

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号）第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域（以下「保全地域」という。）を指定したので、同条第三項の規定により、公告し、次の

とおり保全地域の指定の案を縦覧に供する。

なお、当該保全地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、青森県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則（平成十四年三月青森県規則第四十三号）第四条に定めるところにより、知事に意見書を提出することができる。

平成十八年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保全地域の名称 五戸川流域ふるさと森と川と海保全地域
- 二 保全地域に含まれる土地の区域

1 森林

- (一) 三戸郡新郷村大字戸来字戸来岳国有林五九九林班、六〇一林班の内、六〇三林班、六〇四林班、六〇五林班の内、六〇七林班、六〇八林班、六一一林班、六一二林班、六一三林班、六一六林班の内、六一九林班の内及び六二〇林班の内並びに同大字民有林二九林班の内、三〇林班の内、三一林班の内、五六林班、五七林班、五八林班の内、五九林班の内、六〇林班の内、六一林班、六二林班の内、六三林班の内、六四林班の内、六五林班の内、六六林班の内、六七林班の内、六八林班の内、六九林班の内及び七〇林班の内

2 河川

- (一) 五戸川の区域のうち、三戸郡新郷村大字戸来字二ノ倉地先の三号砂防堰堤から海に至る場所

- (二) 三戸郡新郷村大字戸来字戸来岳国有林六〇一林班の国有林境界標一七五号から同字二ノ倉地先の三号砂防堰堤に至る五戸川に面する沢敷区域

- (三) 五戸川支川の妙返川のうち軽井沢の合流点から五戸川の合流点までの沢敷区域

3 海岸

- (一) 市川海岸

- (1) 八戸市大字市川町字下揚二二七の一、二二七の二、二二七の五、二二七の七、二二七の九、二二七の一〇、一八六の一、二五六、二六一、二六二及び二六三

(2) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの点を順次結ぶ線に囲まれた区域。ただし、八戸市大字市川町字下揚二五六の区域を除く。

ア 八戸市大字市川町字下揚二五六と同字二六一との境界を基点として北西

方向に百五十六メートル進んだ延長線の地点

イ アから南東方向に百四十六メートル進んだ延長線の地点

ウ 八戸市大字市川町字下揚二二七の六と同字二五六との境界を基点として北東方向に百二十二メートル進んだ延長線の地点

エ ウの基点から南西方向に二十五メートル進んだ延長線の地点

オ ウの基点から北東方向に百四十九メートル進んだ延長線の地点

カ アの基点

(二) 八戸港海岸

- (1) 八戸市大字市川町字浜二の一八、二の三四及び二二の内並びに同字橋向九〇の三及び九一の二

(2) 次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次結ぶ線に囲まれた区域。ただし、八戸市大字市川町字浜二二の区域を除く。

ア 八戸市大字市川町字浜二二と同字橋向二四の五との境界を基点として南東方向に百三十七メートル進んだ延長線の地点

イ アから北東方向に九十メートル進んだ延長線の地点

ウ 八戸市大字市川町字浜二九の四と同字二九の五との境界を基点として北東方向に三十四メートル進んだ延長線の地点

エ ウの基点から南西方向に九十三メートル進んだ地点

三 縦覧期間

平成十八年一月十日から同年二月九日まで

四 縦覧場所

青森県土整備部河川砂防課、八戸県土整備事務所、八戸市庁、五戸町役場及び新郷村役場

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月六日

十和田県土整備事務所長 小田部 幸夫

位置	延長	幅員	指年月日
十和田市西十四番町三七〇の一	五三・〇六メートル	六・〇〇メートル	平成 一七・一三・一三

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第百二十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十八年一月六日

青森県収用委員会会長 平田 由世

- 一 起業者の名称
青森県
- 二 事業の種類
県道八戸三沢線改築工事（張田工区・青森県八戸市大字尻内町字熊ノ沢地内から同県同市大字尻内町字泉沢地内まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十七年十一月二十二日

別表1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県八戸市大字尻内町字泉沢	29番28	公衆用道路	公衆用道路	397	397.00	397.00

別表2 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
持分4分の1 (亡)大島太郎の法定相続人	
大島聞治	神奈川県平塚市千石河岸33番13号
鈴木シゲノ	青森県八戸市大字白銀町字三島上44番地3
大島トモ	青森県八戸市大字尻内町字張田62番地1
大島一馬	青森県八戸市小中野三丁目1番6号 コーポタマイ12号
大島政志	静岡県浜松市内野625番地の12
大島功	青森県八戸市大字尻内町字内矢沢11番地5 フレックスパーク八戸C-101
石橋ミツエ	青森県八戸市売市二丁目5番2号 中村清方
田名部助二郎	青森県八戸市下長二丁目5番24号
桑原清子	青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1番地125
坂本弘子	青森県八戸市大字河原木字日計25番地
大島トキエ	青森県八戸市大字白銀町字堀ノ外8番地
大島義則	青森県八戸市大字白銀町字堀ノ外8番地
大島昇	青森県八戸市大字白銀町字堀ノ外8番地
大島武志	青森県八戸市新井田西一丁目6番18号 WaiTeiハイム B号
持分4分の3 青森県	青森県青森市長島一丁目1番1号

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭